

議員の派遣について（大阪市会議員海外視察団）

令和5年11月29日

地方自治法第100条第13項及び大阪市会会議規則第92条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

大阪市会議員海外視察団

（1）派遣目的

フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国におけるIR関連施策、水道施策、交通施策並びに環境施策等に関する都市行政調査

（2）派遣場所

フィリピン共和国
ベトナム社会主義共和国

（3）派遣期間

令和6年1月21日から令和6年1月27日まで

（4）派遣議員

杉村	幸太郎
上田	智隆
大西	しょういち
山田	はじめ
わしみ	慎一
谷井	正佳
たけち	博幸
今村	直人
くぼた	亮
森山	よしひさ
石川	博紀
武	直樹

[参照]

○地方自治法第100条第13項

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

○大阪市会会議規則第92条

法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、市会の議決でこれを決定する。但し、緊急を要する場合又は閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。